

※共同申請の場合には、各取組を行う者が分かるような形でまとめて記載。

取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置について

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名

下記のとおり、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和5年経済産業省令第3号）第3条に定める措置及び技術流出防止措置を実施します。

○需給ひっ迫時の対応

（具体的な措置）

○供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等

（具体的な措置）

○技術流出防止措置

コア技術

(概要)	(具体的な内容)	(技術の所有者・共有者)

(ア) コア技術等へのアクセス管理

(具体的な措置)

(イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理

(具体的な措置)

(ウ) 取引先における管理

(具体的な措置)

(エ) 技術移転等

(具体的な措置)